

特定生産緑地(宝塚市)の指定の変更

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地について、次のように変更する。

名 称	位 置	面 積(変更前)	面 積(変更後)
安倉北2 生産緑地地区	安倉北5丁目 地内	約 48,590 m ²	約 10,380 m ²
安倉北14 生産緑地地区	安倉北3丁目 地内	約 1,250 m ²	約 1,210 m ²
安倉北17 生産緑地地区	安倉北5丁目 地内	約 3,840 m ²	約 4,100 m ²
安倉北18 生産緑地地区	安倉北5丁目 地内	約 1,650 m ²	約 16,790 m ²
安倉北19 生産緑地地区	安倉中5丁目 地内	約 4,020 m ²	約 1,830 m ²
安倉北20 生産緑地地区	安倉北5丁目 地内	約 1,010 m ²	約 12,090 m ²
安倉北21 生産緑地地区	安倉北5丁目 地内	約 2,470 m ²	約 0 m ²
安倉北22 生産緑地地区	安倉北5丁目 地内	約 3,160 m ²	約 0 m ²
合 計 8地区		約 65,990 m ²	約 46,400 m ²
		約 6.6 ha	約 4.6 ha

「区域は変更図表示のとおり」